

放課後児童支援員として、県内の放課後児童クラブで働きたい方向けの認定研修
(この受講案内は、現在放課後児童クラブで働いていない方が対象です)

令和8年度 静岡県放課後児童支援員 認定資格研修受講案内 (一般用)



静岡県では、放課後児童支援員認定資格研修(以下、「研修」)を実施します。
受講を希望される方は、以下を御確認の上、「受講申込書」に必要書類を添付してお申込みください。

放課後児童支援員認定資格研修とは

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)第10条第3項の各号いずれかに該当する方が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得するとともに、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識し、有資格者となることを目的とした研修です。

① 受講対象者 (以下の i ~ iii 全てに該当する方)

- i 静岡県内在住又は在勤の方
- ii 今後、放課後児童支援員として県内の放課後児童クラブで働きたい方
- iii 「②の受講資格」のいずれかに該当する方

※受講時点で放課後児童クラブ等に勤務している方は、クラブ所在の市町を通しての申込みとなります。
クラブまたはクラブ所在の市町にお問い合わせください。

② 受講資格：次の第1～10号のいずれかに当てはまる方

第1号	保育士資格を有する方
第2号	社会福祉士資格を有する方
第3号	高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した方
第4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方
第5号	大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第6号	大学にて社会福祉学等の課程で単位を修得し、大学院への入学が認められた方
第7号	大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第8号	外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第9号	高卒以上で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方

※受講資格の詳細及び提出書類は、⑥「受講資格確認書類」で御確認ください。

③ 日時・会場・定員

	日程	会場	日程	定員(予定)
沼津	9月9日(水)、30日(水)、 10月9日(金)、26日(月)	プラサヴェルデ(沼津市) コンベンションホールB	1日目 9:30~16:50 (受付9:00~9:30) 2日目 9:20~16:40 (受付9:00~9:20)	各会場 20名程度
	静岡	9月16日(水)、25日(金)、 10月2日(金)、16日(金)	もくせい会館(静岡市) 富士ホール	
浜松		9月3日(木)、11日(金)、 24日(木)、10月15日(木)	アクトシティ浜松(浜松市) コンgressセンター 31会議室	

④ 研修の項目・科目・時間数

1 3科目	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	90分×3／合計4.5時間
2 4科目	こどもを理解するための基礎知識 ④ こどもの発達理解 ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 ⑥ 障害のあるこどもの理解 ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解	90分×4／合計6時間
3 3科目	放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援 ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援 ⑨ こどもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のあるこどもの育成支援	90分×3／合計4.5時間
4 2科目	放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 ⑫ 学校・地域との連携	90分×2／合計3時間
5 2科目	放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 ⑬ こどもの生活面における対応 ⑭ 安全対策・緊急時対応	90分×2／合計3時間
6 2科目	放課後児童支援員として求められる役割・機能 ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	90分×2／合計3時間

※16科目×90分 計24時間（1日4科目ずつ計4日間で実施）

※時間割はホームページを御覧ください。詳細は、受講決定通知でお知らせします。

⑤ 一部科目の受講免除

以下に掲げる資格等を有する方は、本人が希望すれば、有する資格等に応じて一部科目の受講の免除を受けることができます。◎一部科目の受講免除を希望する方は、受講申込書にその旨記載の上、必ず当該資格の免許証等の写しを添付して申し込んでください。受講申込書に記載がない場合は免除を受けることができません。また、申込後の受講免除希望の有無の変更はできませんので、ご注意ください。

資格等		免除を受けられる科目
1	保育士の資格を有する方 （基準第10条第3項第1号）	2-④ こどもの発達理解 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 2-⑥ 障害のあるこどもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
2	社会福祉士の資格を有する方 （基準第10条第3項第2号）	2-⑥ 障害のあるこどもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
3	教育職員免許法第4条に規定する 免許状を有する方 （基準第10条第3項第4号）	2-④ こどもの発達理解 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達

⑥ 受講資格確認書類

第1号	保育士資格を有する方（以下の書類のうちいずれかひとつ）
	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士（保母）資格証明書（写し） ●保育士試験合格通知書（写し） ●指定保育士養成施設卒業証明書（写し） ●保育士養成課程修了証明書（写し） ●保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証（写し）
第2号	社会福祉士資格を有する方（以下の書類のうちいずれかひとつ）
	●社会福祉士試験合格証書（写し） ●公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証（写し）
第3号	高卒以上 ^{※1} で2年以上児童福祉事業 ^{※2} に従事した方（以下の書類①②すべて）
	①卒業証書又は卒業証明書（写し） 注）放課後児童健全育成事業は児童福祉事業に該当します。 ②勤務先等が記入した実務経験証明書（申込時点で2年以上児童福祉事業に従事したことが分かるもの）
第4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状 ^{※3} を有する方
	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有することが分かるもの （教育職員免許状（写し）、教育職員免許状授与証明書（写し）など）
第5号	大学 ^{※4} にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方（以下の書類のうちいずれかひとつ）
	●卒業証書（写し） ●卒業証明書（写し）
第6号	大学にて社会福祉学等 ^{※5} の課程で単位を修得し、大学院への入学が認められた方 ^{※6}
	●大学院入学許可書等（写し）
第7号	大学院にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方
	●修了証明書等（写し）
第8号	外国の大学にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方（以下の書類のうちいずれかひとつ）
	●卒業証書 ^{※6} （写し） ●卒業証明書 ^{※7} （写し）
第9号	高卒以上 ^{※1} で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事 ^{※8} し、当該市町長が適当と認めた方（以下の書類①②③すべて）
	①卒業証書又は卒業証明書（写し） ②勤務先等が記入した実務経験証明書（2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことが分かるもの） ③当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※9}
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町長が適当と認めた方（以下の書類①②すべて）
	①勤務先等が記入した実務経験証明書（5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことが分かるもの） ②当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※9}

※1 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した方

※2 児童福祉法第6条の2の2、第6条の3、第7条等に規定する事業（放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童館、認可外保育施設等含む。）。ただし、事務職員等、児童に直接接していない場合は除く。

※3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状、養護教諭の免許状又は栄養教諭の免許状を有している方（教職課程のみ修了し、免許状が授与されていない場合は除く。）

※4 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)、短期大学

※5 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（単位のみ取得は除く。左記学部、学科、専攻等を卒業証書・学位記等で修了したことを確認できる場合に限る。）



※6 社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた方

※7 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること

※8 第9号の2年以上従事とは、2年以上かつ総勤務時間2,000時間従事したことをいう

※9 確認書(第9号、第10号)については、①、②を準備の上勤務先市町の放課後児童健全育成事業担当課へ作成を依頼すること

⑦ 受講費用

テキスト (研修初日までに各自で購入の上、御用意ください) i 「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第3版 認定資格研修のポイントと講義概要」 (中央法規出版株式会社) 1,210円 ii 「放課後児童クラブ運営指針解説書(令和7年4月)」(株式会社フレーベル館) 770円	i 	ii 
資料代 (研修初日に会場で徴収します)	1,000円(税込)	

⑧ 受講申込方法

申込受付期間(受付期間外の申込みは無効)

令和8年6月16日(火)から7月6日(月)まで(消印有効)

申込先 株式会社東京リーガルマインド静岡支社 放課後児童支援員認定資格研修事務局
〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3F

① ② ③の書類を同封し、郵便で申込先に提出してください。
(A4サイズで提出、申込書類は返却しません。)

- ① 受講申込書
- ② 本人であることを確認できる書類(以下のいずれかひとつ)
・住民票の写し・健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書の写し
- ③ 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するか確認できる書類
(提出書類は、⑥「受講資格確認書類」で御確認ください。)

- * 氏名変更等により、免許証等の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本(戸籍謄本ではありません)を添付してください。(戸籍抄本を添付した場合は、②の本人確認の書類は省略できます。)
- * 研修科目の一部免除を希望する場合は、当該資格の免許証等の写しを添付してください。
- * 受講資格確認書類のうち、実務経験証明書、市町が適当と認めたことの確認書は、静岡県ホームページに様式を掲載しています。

⑨ 受講者の決定

受講の可否を郵便でお知らせします。研修開始の1週間前までにお知らせが届かない場合は、放課後児童支援員認定資格研修事務局まで連絡してください。

⑩ 修了の認定

研修の全科目受講者(レポートの提出を含む)に対し、静岡県知事が放課後児童支援員(全国共通)として認定します。

詳細日程等は、静岡県ホームページを御覧ください。→

静岡県 放課後児童支援員認定資格研修

検索



お問い合わせ先

株式会社東京リーガルマインド静岡支社 放課後児童支援員認定資格研修事務局
〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3F
電話番号 054-255-5096
受付時間: 平日 9:00~17:00(土、日、祝日休み)
※本研修は、(株)東京リーガルマインドが静岡県から委託を受けて実施します。

主

催

静岡県健康福祉部 こども未来課

電話番号 054-221-3485 受付時間: 平日 9:00~17:00(土、日、祝日休み)
研修内容に関することは、こども未来課にお問い合わせください。

